

### 第38回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和元年12月16日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 [家庭裁判所委員会委員]  
岡本かおり，川島良雄，諏訪雅顕，高橋知音，土屋ゆかり，寺澤啓子，直江崇，中山孝雄，二宮徹，曲尾正子，山下拓郎（五十音順，敬称略）  
[説明者]  
家庭裁判所上席裁判官，家庭裁判所次席書記官  
[事務局]  
家庭裁判所事務局長，家庭裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長
- 4 テーマ  
成年後見制度を利用する本人にとって最もふさわしい後見人とは
- 5 議 事
  - (1) 議事の進行について  
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2名）による傍聴を承認した。
  - (2) 成年後見制度を利用する本人にとって最もふさわしい後見人とは  
[説明 家庭裁判所上席裁判官，家庭裁判所次席書記官]
  - (3) 質疑・応答  
【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，□：説明者，■：事務局】  
説明者に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。  
◎ 長寿県である長野県において，成年後見制度の利用率が低いのはなぜかについて，ご意見を伺いたい。

（岡本委員長）

- 長野県の利用率が低いというのは、新潟県や岐阜県のような同規模の他県と比較して利用率が低いということなのか。

(二宮委員)

- 東京高裁管内11庁中、長野は7番目の利用率となっている。なお、平成30年度の利用者数は、長野は3200人程度、新潟は4400人程度、甲府は1500人程度、前橋は3000人程度となっている。

(家庭裁判所上席裁判官)

- 利用率の低さの分析をするにあたっては、やはりデータが必要である。長野県よりも利用率が高い都道府県や低い都道府県はどこなのかということや、高齢者の健康寿命や独居率について、長野県は全国的にみてどのような位置づけにあるのかを把握することが必要であると思われる。

(高橋委員)

- 遺産分割の目的や被後見人名義の土地を利用する目的で親族が申立てをする等、本人のために利用されているというより、親族のために利用されているケースが多いと感じる。親族のために利用されているケースが多いということであれば、利用率が高ければいいということにはならないのではないかと。本人のために利用されているケースがどの程度少ないのかということも把握する必要がある。長野県の場合、独居の高齢者はあまり多くなく、子どもが親の面倒をみているケースが多い。そのような場合には、必ずしも成年後見制度を利用する必要がないので、利用率だけを上げることにどれほどの意味があるのか疑問を感じている。後見申立ての際には様々な資料が必要になることから申立てが簡単ではないという事情や、判断能力がない方が自分自身で申立てをすることが難しいことから本人申立てのケースが少ないという事情はある。利用率の低さが問題だという表現は少し語弊があるのではないかと。

(諏訪委員)

- 遺産分割の調停の際に、被相続人が亡くなる2、3年前から意思疎通がで

きる状態ではないのに、金融機関から相当な金額が引き出されていることが問題になることがある。他にも、財産管理能力が減退した親の財産を同居する子どもが管理している場合に、親の財産の管理をめぐる兄弟間でトラブルが生じることもある。このような場合に、成年後見制度を利用して親の財産を適切に管理すれば遺産分割の際に問題にならないし、親の財産管理をめぐる兄弟間のトラブルも生じないと思われる。親の面倒をみている人がいるから成年後見制度を利用しなくてよいということにはならないと感じている。

(曲尾委員)

- 成年後見制度、特に保佐、補助について、制度周知が不足しているのではないかとということや制度利用を促してくれる周囲の支援体制が不足しているのではないかとということを感じている。裁判所の敷居の高さが影響している部分もあると思われるが、裁判所の利用を躊躇する一般的な傾向があるように思われる。また、ご指摘いただいたとおり、統計的に分析する必要があることについてもそのように感じている。

(中山委員)

- 子どもがいない老夫婦の財産管理を甥が事実上行っている場合に、甥が預かっているキャッシュカードで金銭を引き出し、病院等の費用の支払いをしているケースがあった。このようなケースで、甥が老夫婦の財産を本人たちのために使っていれば問題は生じないが、自分にも権利があると考えた人が何らかの要求をしてきた場合にトラブルが生じる可能性があることから、成年後見制度を利用して適正に財産管理をする必要がある。成年後見制度の利用を促すことができる周囲の存在としては、ケアマネージャーや民生委員等が考えられるので、このような方々に成年後見制度についての知識付与をする必要があると思われる。

(曲尾委員)

- 社会福祉協議会では平成23年に成年後見支援センターを開設したが、平

成 21 年から 2 年間、センター開設のための検討委員会のメンバーとして関与したという経験がある。現在、成年後見支援センターには、月 800 件を超える相談が来ているが、その相談の多くは、銀行預金を引き出す際や施設の契約をする際に、銀行や施設から成年後見人をつけるように指摘されたことがきっかけとなっている。その他に親族からの虐待が相当激しい場合には、ケアマネージャーや民生委員から通報されるケースもあるが、金銭管理に多少問題がある程度であれば通報までされることはあまりない。この他に、成年後見支援センターでは、判断能力が不十分な方のために、日常生活自立支援事業の一環として金銭管理を行うことがある。このような場合に、判断能力の程度に応じて、適切に成年後見制度を利用してもらえるような支援体制を構築していくことが課題となっている。なお、成年後見支援センターを開設しているのは一部の市にとどまっており、町や村には成年後見支援センターは開設されておらず、支援体制に地域差が生じているのが現状である。

成年後見人が選任されたとしても、病院に入院する際や施設に入所する際の身元保証人となるのは親族であり、親族の関与が必要となってくることから、親族との対立が生じるような場合には、周囲の関係者としては成年後見制度を利用することが難しいという面がある。また、保佐や補助の類型に該当する方としては、認知症の高齢者だけではなく、知的障害や精神障害の方もいるので、そのような方々が自分の権利として成年後見制度を利用していくことの大切さを周知していくことも必要ではないか。判断能力があるときに判断能力が低下したときのことを予め決めておくという任意後見制度を適切に利用することも必要であると感じている。

(土屋委員)

◎ 成年後見支援センターと家庭裁判所の連携があるのかについて伺いたい。

(岡本委員長)

○ 長野市においては、中核機関の設置をするにあたり、裁判所にもオブザー

バーとして助言等をしていただく関係になっている。

(土屋委員)

○ 成年後見制度における家庭裁判所の役割について伺いたい。

(高橋委員)

□ 家庭裁判所としては、後見人の選任、監督及び解任をすることが中心的な役割となっている。ただし、申立ての段階、後見人を選任する段階及び監督する段階において、それぞれ支援的な要素も含めて家庭裁判所が幅広く対応しているのが現状であるが、その現状が望ましいのかという点とその能力が家庭裁判所にあるのかという点が問題となっている。

(家庭裁判所上席裁判官)

○ 家庭裁判所としては、成年後見人の事務の適正確保のために様々な場面で関与してきたところであるが、あらゆる場面で裁判所が関与することは現実的には難しい。そこで、各地域に中核機関を設置して、地域との連携を図ることで、早期の段階からの相談対応を可能にすること、成年後見人になり得る方に関する情報を家庭裁判所に提供していただくこと、関係機関とのネットワークの構築をすること等を実現しようとしているところである。

(中山委員)

◎ 本人が成年後見制度にメリットを感じられるようにするためにはどうすればよいかという点、本人のニーズ（本人の希望する生き方を実現するために成年後見制度を用いる必要性）を誰がどのようにくみとるのがよいかという点、本人にとって最もふさわしい成年後見人等とはどのような人かという点について、ご意見を伺いたい。

(岡本委員長)

○ 成年後見制度は、2000年施行の改正民法により制定されたが、同年には介護保険法が併せて施行されている。介護保険法施行以前の介護保険は、行政機関による措置であり、当事者の意思や判断に関わらず措置が実施され

ていたところであるが、介護保険法施行後の介護保険は契約であることから、契約が成立しないとサービスが受けられないということになった。認知症、知的障害、精神障害の方については契約をする行為能力が制限され、本来的には成年後見人等がない限り契約ができないことから、多くの場面で成年後見制度が利用されるというのが当時の一般的な見方であった。しかし、実際は当初の想定よりも成年後見制度の利用が伸びなかったが、それは、行政も事業者も行為能力のチェックを厳密に行う習慣が定着しておらず、契約書類の作成にあたり、親や子どもの代筆で対応する家族主義の風習が抜けていなかったためであると推測している。このような家族主義の風習が変わらない限り成年後見制度は定着せず、個人の権利を擁護するという本来の目的は達成できないと思われる。行政や事業者の契約や権利についての認識を塗り替えるという作業が根本的に必要だと感じている。

(川島委員)

- 介護保険法施行前にすでに措置されていた方々については、介護保険法施行後も同一の事業者において継続的にサービスを提供する必要があったことも要因となったかと思われる。介護保険制度の大きな目的として、従来家庭が担っていた介護を社会全体で担うという介護の社会化というものがあげられるが、町村部ではサービス提供事業者が限られることから、介護の社会化が進まなかった面もあるのではないかと思われる。直近の就業構造基本調査では、長野県は介護を理由とする離職者数が全国2位となっていることから、長野県においては家族で介護するという風習が根強く残っているとも推測できる。財産管理においても他人に委ねるより家族で対応するという風習が強いと思われるので、社会全体の意識を変えていく必要があると感じている。

(直江委員)

- 成年後見制度の中には、法定後見制度のほかに任意後見制度があるが、任意後見制度の利用率が極めて低いことから、そのメリットやデメリットにつ

いて伺いたい。

(山下委員)

- 任意後見制度は、本人が判断能力を有している間に任意後見人を契約によって決めておく制度で、家庭裁判所としては、任意後見監督人を選任し、任意後見人を監督する形で関与することになっている。本人が判断能力を有している間に契約をすることになるため、任意後見制度は本人の意向に沿った支援として期待されている。任意後見制度を利用している事例で法定後見制度の利用の方が望ましいと感じることはあまりない。

(家庭裁判所上席裁判官)

- 任意後見制度の利用が進まない理由は二つ考えられる。一つは、自分が判断能力を有しているうちに、判断能力が低下したときのことを想定して契約をするという意識が低いことである。もう一つは、任意後見契約は公正証書で契約することになるが、公証人の関与が障壁となっていることである。任意後見制度のメリットは、自分が判断能力を有しているうちに、自分の意思で任意の事項について委任することができる点である。しかし、例えば、預貯金の管理のみを委任事項として定めた場合に、判断能力が急激に低下し、施設に入所する資金を捻出するために不動産を売却する必要性が生じたときは、不動産の売却が委任事項となっていないことから、法定後見制度を利用しなくてはならないという限界があることが指摘されている。

(中山委員)

- 施設に入所しており意思能力が全くない方については、財産管理が中心となるので専門職を選任することでいいと思われるが、財産管理はできないものの、ある程度日常生活ができる方や、財産管理もある程度できるという方については、親族を選任した上で、財産上問題がある場合には、専門職を監督人に選任することになると思われる。裁判所の人的資源や能力に限界があるという面もあるようだが、後見人は裁判所の監督のもとで財産管理や身上

監護を行っていることから、裁判所の役割は重要であり、裁判所にはより積極的に関与してもらいたい。後見人が本人の財産を処分することには制約があるため、本人のために財産を利用することが十分にできず、成年後見制度が結果的に本人の財産を相続人に引き継ぐための制度になってしまっている。後見人としては、裁判所と相談しながら、より柔軟に本人の財産を利用できるようにしていきたいという思いがある。後見制度支援信託という制度は、横領防止の観点から一定の財産があれば一律に信託をすることになっているが、制度として利用しにくい面があることから、この制度を利用するかどうかについてももう少し柔軟な対応がされてもいいのではないかと考えている。地域連携ネットワークを構築することも重要ではあるものの、裁判所としても、ネットワークへの指示、後見人の支援、広報活動を十分に行っていただきたい。後見人として親族と専門職のいずれを選任するのか、親族後見人を選任するとして監督人を選任するのかという点は難しい判断になると思われるが、裁判所においてどこまで深い審理がされているのかについて懸念している。申立てがされた後、参与員による受理面接とDVD視聴で簡単に手続が進行しているのではないかと弁護士会からの意見もあることから、書記官や調査官等により積極的に関与していただきたいと考えている。

(諏訪委員)

- 裁判所としては、後見人の選任事務等について手を抜こうと考えているわけではなく、裁判所として本来の役割を尽くすことについては、今後も変わりはない。ただし、裁判所は、申立てがなければ関与ができない受け身の機関であるという制度的な宿命を抱えているところであり、申立てがされる前の段階で、成年後見制度の利用が必要な方に対して支援をすることはできない。申立てがされる前の段階から成年後見制度の利用についてアドバイスが受けられることは必要であり、裁判所が担うことのできないこの役割を地域の中核機関に担っていただくことが求められている。裁判所としては、主に

申立ての際に提出された書類で情報収集することになるが、中核機関が早期の段階から関与することになれば、今まで以上に様々な情報が裁判所に提供される可能性もある。

(中山委員)

- 身近な家族に制度を利用する必要が生じた場合や従業員からの相談があった場合には、インターネット等で制度の概要を把握し、自ら利用したり、利用を勧めたりすることになるが、そのような場合に相談できる窓口があることを広く周知してもらうことが必要だと思われる。

(寺澤委員)

- 自分の親の介護に直面した際に、財産管理をどのようにしていくかということよりも、どの施設を利用してどのように介護をしていくかについてまず考えた。財産管理について介護の現場の方に相談しても、成年後見制度について詳しい知識を有している方はほとんどおらず、行政に携わる身でありながら自分でも思いが至らなかったというのが現実である。あらゆる人がこの制度があることを普通に思いつくような仕組みづくりが必要である。任意後見制度の利用が進まないのは、本人は自分の判断能力が低下するとは思っていないこと、高齢者世代は成年後見制度を従来の禁治産制度と混同して避ける傾向があることも原因と思われる。

(直江委員)

- 個人的な見解であるが、成年後見制度の3類型として、後見、保佐、補助という名称が使用されているが、判断能力の程度に応じた3段階であることが分かるように、もう少し理解しやすい名称を使用することが望ましいのではないか。また、一連の流れで制度利用が可能になるように、相談窓口と家庭裁判所の連携を高めていくことが必要だと思われる。さらに、金融機関で一定金額以上を引き出せなくするようなことを、より簡単な手続でできればよいのではないか。

(二宮委員)

- 成年後見支援センターには、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会で構成する専門職の調整会議というものが設けられている。相談を受けたケースについて後見人候補者を決める会議であり、どの専門職が適しているかについて、社会福祉協議会の法人後見や市民後見人も含めて検討している。後見人候補者を決めるにあたっては、財産の多寡、福祉的ニーズの程度等を考慮することになるが、福祉的ニーズが大きい、財産僅少で後見人の報酬が見込めない場合には、社会福祉協議会の法人後見が選択されるというような大きな枠組みはある。しかし、後見人の活動はその方が有している資格だけで行うものではなく、人柄も重要になってくることから、本人との相性の問題が生じてくる。社会福祉協議会の法人後見の場合、本人との間でトラブルが生じたときは担当職員を変更することで対応することができるが、自然人が後見人として選任されると本人が死亡するまでは基本的に辞任することができないことから、マッチングの難しさを感じている。相性を確認するための試用期間を設けること、複数の後見人を選任すること、どうしても相性が合わない場合には柔軟に後見人を変更できるような仕組みにすることができれば、本人に寄り添った形の制度になるのではないか。

(土屋委員)

- 市民後見人の現在の登録人数を伺いたい。

(曲尾委員)

- 正確な数字ではないが、18名の方が養成講座を修了されて、法人後見の支援員として活動していただいている。支援員としての活動期間が終了すると、市民後見人として活動することについて意向確認をすることになるが、現在、2名程度の方が後見人として活動していただく見込みとなっている。養成講座を修了した方の中には、自分の本来の仕事をしながら市民後見人として責任のある活動をすることに躊躇される方もいるというのが実情である。

(土屋委員)

- 社会福祉士として研修を受けているので、後見人を受任することはできるが、本来の仕事があるので受任ができていないのが現状である。後見人に選任された場合、本人よりも長生きする必要があるが、後見人としてどこまでできるのか自信が持てないというのが率直な感想である。現役世代が、本来の仕事をしながら後見人としての時間を確保することは難しい。本来の仕事として後見人の活動ができる点、担当者が変更可能である点から、法人後見をどのように普及していくかが1つの解決策だと考える。

(川島委員)

- (4) 議事概要の発言者の表記について

今後の議事概要について、当面の間、発言者を特定する形で表記することとされた。

- (5) 次回テーマ

家事調停において調停委員が果たすべき役割について

- (6) 次回期日

令和2年6月11日(木) 午後3時